

承認第1号

**専決処分の報告及び承認を求めることについて（令和5年度山梨県後
期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和5年度山梨県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求める。

令和6年10月30日提出

山梨県後期高齢者医療広域連合長 上村 英司

令和6年10月30日 承認

専決第1号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和5年度山梨県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、次のとおり専決処分する。

令和6年3月12日

山梨県後期高齢者医療広域連合長 上村 英司

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ767千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115,131,443千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年10月30日 承認